

とやまアーティストマッチング事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「とやまアーティストマッチング事業業務」受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 とやまアーティストマッチング事業業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
 ※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 本件業務提案書等の提出日までにおいて、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること
- (7) 本件業務提案書等の提出日までにおいて、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4 参加手続等

(1)参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、「プロポーザル参加申込書」(様式1)を令和6年4月15日(月)17時までにメールで、下記10「問合せ先、書類等の提出先」へ提出してください。(必ず電話で到着を確認すること。)

(2)質疑応答

プロポーザルに関する質問は、「質問票」(様式7)により令和6年4月9日(火)17時まで受け付けるものとし、受け付けた質問に対する回答は、令和6年4月11日(木)17時まで参加申込のあった事業者全てに回答します。

なお、質問はメールによる(必ず電話で到着を確認すること。)ものとし、電話及び口頭による質問は受け付けません。

5 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者(以下「参加者」という。)は、「業務委託仕様書」をふまえ、次により関係書類を提出してください。

(1)提出物(書類で提出する場合は各6部)

①企画提案書(様式任意・サイズはA4(A3版による折込可)、様式2を添付)

以下の内容を記載すること。

- ・実施方針
- ・企画の内容
- ・実施スケジュール
- ・広報の方法
- ・実施体制

②事業者概要書(様式3)

③類似業務受注実績(様式4)

④委託業務実施体制(様式5)

⑤経費見積書(委託業務に係る概算経費見積)(様式6)

参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。(1円未満切捨て)

- (2) 提出先 富山県生活環境文化部文化振興室(下記10「問合せ先、書類等の提出先」を参照)
- (3) 提出方法 メールまたは書類(持参または郵送)
- (4) 提出期限 令和6年4月19日(金)17時
- (5) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は参加者負担とします。
- (6) その他 提出いただいた提案書等は返却しません。

6 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法等

書面審査にて次の評価項目等について採点を行うものとし、審査員の採点結果を合計した点数を得点とし、最も評価の高い者を受託候補者として選定します。

- ・企画書の内容・構成が全体として、県民が芸術文化に触れる機会の拡充や県内芸術家の活動の場の拡大につながる内容となっているか(幅広い年代、鑑賞やワークショップなど様々な実施方法のニーズに対応する提案が可能か、多分野の多様な芸術家のマッチングが可能か。)
- ・本事業の周知が十分に図られ、かつ有効な手段・方法等が提案されているか
- ・本業務を実施するうえで適切な金額、経費の配分となっているか
- ・提案の内容が確実に推進できる業務体制・スケジュールとなっているか
- ・過去に類似した事業実績があるか
- ・他事業者との比較において優位性のある提案が含まれているか

(2) 結果通知

選定結果は、参加者に対し書面で通知するとともに、選定した受託候補者名及び選定理由を県ホームページで公表します。

また、選定結果に対する異議申立てはできないものとします。

(3) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 上記3「参加資格要件等」に定めた資格が備わっていないとき
- ② 同一参加者が複数の提案書等を提出したとき
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑥ 経費見積額が上記「2(3)委託上限額」を超えているとき
- ⑦ この他不正な行為があったとき

7 契約の締結

- (1) 上記6により受託候補者として選定された者は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含みます。
- (2) 委託料及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。
- (3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い遂行するものとします。

8 その他

- (1) 委託業務の著作権は県に属するものとします。
- (2) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。
- (3) 必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。

9 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 実施公告 | 令和6年4月2日（火） |
| (2) 質問の提出期限 | 令和6年4月9日（火）17時 |
| (3) 質問回答期限 | 令和6年4月11日（木）17時 |
| (4) 参加申込締切 | 令和6年4月15日（月）17時 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年4月19日（金）17時 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年4月下旬（予定） |

10 問合せ先、書類等の提出先

富山県生活環境文化部文化振興室 担当：北村、中野
受付時間は、8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL：076-444-3455 FAX：076-444-4438
E-mail：abunkashinko@pref.toyama.lg.jp